

## 訪問看護医療DX情報活用加算算定について

南魚沼市訪問看護ステーションでは、より質の高い看護の提供を目指し、医療DX推進体制を整備し、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、訪問看護医療DX情報活用加算について、以下の通りの対応を行っています。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 医療DXを通して、関係医療機関等との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため電子資格確認を利用して取得した情報を、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
- オンライン資格確認及び資格情報の提供は利用者さまもしくは代理人の同意に基づいて行います。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。
- 取得した個人情報の取り扱いについて  
「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

医療DX推進の体制に関する事項および質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得しおよび活用してサービスを行うことについて、当ステーションの見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記のとおり体制が整ったことにより、令和7年8月提供分より、医療による訪問看護のご利用者さまに対し毎月初回訪問時に訪問看護医療DX情報活用加算を月1回を限度に50円を算定いたします。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。

お問い合わせはこちらへ

南魚沼市訪問看護ステーション

☎025-772-2602

月～金8:30～17:15、土8:30～12:30（祝日、第3月曜日を除く）